

## 利用上の注意

- 1 本調査結果は、2000年世界農林業センサスのうち、農業事業体調査及び林業事業体調査について、愛知県が独自に集計したもので、農林水産省から公表されるものを確定値とします。
- 2 構成比については、小数点以下第2位を四捨五入したため、内訳の数値を合算したものと総数とは、必ずしも一致しません。
- 3 今回調査の主な変更点は次のとおりです。

### (1) 林業サービス事業体等調査の新設

林業従事者の高齢化、不在村山林保有者の増加に伴って、林業事業体の生産活動の外部化・サービス化が進んでいることから、林業生産活動の全体像を把握するため、林業サービス事業体等調査を新設しました。

### (2) 林業事業体の定義及び実査対象の変更

社会経済構造の変化を踏まえ、林業事業体の定義を今日の実態にふさわしい水準に変更するとともに、負担軽減を図る観点から、林業事業体調査票による実査対象の下限を引き上げました。

#### < 林業事業体の定義及び実査対象の下限の変更 >

・定義	…保有山林10a以上	1ha以上
・実査対象	…林家のうち農家林家	: 10a以上 3ha以上
	林家のうち非農家林家	: 1ha以上 3ha以上
	林家以外の林業事業体	: 1ha以上 10ha以上

### (3) 調査項目の見直し

農家調査のうち自給的農家に係る調査項目については、調査客体への負担軽減を図る観点から、項目数の削減を行いました。

また、それ以外の調査についても、項目数の削減を行いました。

## 4 用語の説明

### (1) 農業事業体調査

農家	平成12年2月1日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は過去1年間における農産物販売額が15万円以上あった世帯
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売額が50万円以上の農家
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売額が50万円未満の農家
専業農家	世帯員のうちに兼業従事者が1人もいない農家

兼業農家	世帯員のうちに兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	兼業農家のうち農業所得を主とする農家
第2種兼業農家	兼業農家のうち農業所得を従とする農家
主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
準主業農家	農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
副業的農家	65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家
農家世帯員	農家の世帯員で生活の本拠がその家にある者 なお、出稼ぎにしている人は含むが、生計を別に行っている下宿人や住込みの雇人は含まない。
世帯主	その家の経済的責任者等
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、過去1年間に農業に従事した者
農業就業人口	農業従事者のうち、「農業だけに従事した者」と「農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者」の合計
基幹的農業従事者	農業に従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」
農業専従者	農業従事者のうち、農業従事日数が年間150日以上の方
男子生産年齢人口のいる世帯	満15歳以上65歳未満の男子世帯員がいる世帯
農産物販売金額	農産物の過去1年間の総販売金額で、自家消費部分の見積額は含まない。
経営耕地	平成12年2月1日現在、土地台帳上の地目や面積に関係なく農家が経営している耕地で、他から借りて耕作している耕地を加えたもの。なお、休耕地は含めるが、貸付耕地、耕作放棄地は除く。
貸付耕地	他人に貸付けている自家の所有耕地
農家以外の農業事業体	平成12年2月1日現在、経営耕地面積が10a以上の農業を営む事業体又は過去1年間における農産物販売金額が15万円以上あった事業体で農家以外のもの
(2) 林業事業体調査	
林家	平成12年2月1日現在、保有山林面積が1ha以上の世帯
農家林家	農家の定義に該当する世帯のうち、保有山林面積が1ha以上の世帯

非農家林家	農家以外の世帯のうち、保有山林面積が1ha以上の世帯
保有山林	平成12年2月1日現在で経営できる山林のことで、所有山林から他の人に貸している山林を除き、他の人から借りている山林を加えたもの
林家以外の林業事業体	平成12年2月1日現在で保有山林面積が1ha以上ある事業体のうち、「世帯」以外のもの

林業事業体調査は、林業事業体(世帯又は林家以外の林業事業体)が所在する市町村で属人的に調査を行っています。すなわち、山林を分散して保有している場合でも、山林の所在位置に関係なく、全部(他都道府県を含む)をまとめてその事業体のものとします。ただし、会社については、本社、本店を1事業所とします。従って、支社、工場等で山林を保有している場合は、当該事業所では調査せず、これらを一括して本社、本店の所在地で調査しました。

5 本文中及び表中の符号は、次のとおりです。

- 「-」:該当数値がないもの
- 「...」:調査を欠くもの
- 「0」:単位に満たないもの
- 「X」:統計法第14条による秘匿扱い